

# 保険料率の改定について

## 1 保険料率算定の財政運営期間

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年間の財政運営期間における医療給付費等見込額に応じて定めることになっています。

このことから、平成22年度及び平成23年度の財政運営期間においても、当該期間に見込まれる医療給付費等見込額を算出し、保険料率を改定しました。

表1 保険料率算定の期間及び根拠

NO	年度	算定根拠
	H20年度保険料	H20～H21年度の医療給付費及び保健事業、葬祭費等見込額の約1割分
	H21年度保険料	
	H22年度保険料	H22～H23年度の医療給付費及び保健事業、葬祭費等見込額の約1割分
	H23年度保険料	

## 2 保険料率引き上げの要因

### (1) 厚労省が試算した保険料増加要因と上昇率

保険料率改定の実施にあたり、国から全国ベースでの試算結果が示されました。この試算では、全国ベースで約14.2%という大幅な引上げが見込まれています。

表2 厚労省が試算した保険料増加要因と上昇率見込(全国ベース)

No	保険料増加要因	上昇率	説明
	一人当たり医療費の上昇	約4.6%	被保険者個人の支払う医療費の増加
	後期高齢者負担率の上昇	約2.6%	医療給付費に対して後期高齢者が負担する保険料の割合 若人人口の減少により、若人一人当たりの負担が増加するため、負担割合の調整を行うもの
	医療費算定期間の変更	約4.3%	H20、21年度の算定期間は23か月であったが、H22、23年度の算定期間は24か月となるもの
	被保険者の所得減少	約2.0%	被保険者個人の所得の減少等
	合計	約14.2%	

( 2 ) 秋田県における保険料引き上げの要因

**< 要因 1 > 一人当たり医療給付費の上昇**

平成 2 2 年度以降の医療給付費については、平成 2 0 ・ 2 1 年度の実績と厚労省の示した数値を参考にしながら推計した結果、表 3 のとおり、一人当たりの医療給付費が増加する見込みとなっています。

また、前年度にはなかった高額介護合算療養費の給付が始まる予定であることも、一人当たりの医療給付費を増加させる要因となっています。

表 3 医療給付費の状況

単位(千円)

項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度見込	H23 年度見込
療養給付費	104,995,429	121,754,307	126,534,030	131,515,320
療養費	532,513	701,782	729,332	758,044
高額療養費	3,210,686	3,829,797	3,980,144	4,136,831
高額介護合算療養費			296,834	296,834
合計	108,738,628	126,285,886	131,540,340	136,707,029
被保険者一人当たりの医療給付費	642	729	743	756
一人当たりの医療給付費対前年度上昇率		13.60%	1.83%	1.82%

### < 要因 2 > 後期高齢者負担率の上昇

表 4 のとおり、被保険者数（加入者数）は前年度比で 2 % 以上増加しており、これから数年間、増加傾向が継続すると見込まれています。

表 4 被保険者数の状況（各年度の平均値）（単位：人）

区分	H20 年度	H21 年度	H22 年度（見込）	H23 年度（見込）
被保険者数	169,384	173,167	177,131	180,796
対前年度比	-	2.23%	2.29%	2.07%

「後期高齢者負担率」とは、広域連合が医療機関に支払う医療給付費に対して、後期高齢者が保険料として負担する割合のことです。

表 4 で示したように、後期高齢者医療への加入者が増加している一方、医療給付費の約 4 割を負担する若人人口は減少しています。若人一人当たりの負担増加を抑制するため、後期高齢者負担率が調整されることになっており、負担率の上昇は、保険料引き上げの直接的な要因になっています。

表 5 後期高齢者負担率の状況（国提示数値）

区分	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
後期高齢者負担率	10.00%		10.26%	

### < 要因 3 > 医療給付費算定期間の変更

後期高齢者医療制度の保険料率は、2 年間の財政運営期間における医療給付費等見込額に応じて定めることになっています。表 6 のとおり、今回の改定にあたって医療給付費算定期間が 23 か月から 24 か月に増加しているため、算定根拠となる医療給付費が 1 か月分増加することになります。

これは、後期高齢者医療制度が開始された平成 20 年 4 月に、医療給付費の決定がなかったことによります。

表 6 医療給付費の算定期間

区分	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
保険料率の算定期間	23 か月		24 か月	

### 3 保険料率の増加抑制について

医療給付費等の増加により、保険料率の引き上げが避けられない状況の中で、急激な保険料率引き上げによる被保険者の負担増を避けるため、様々な方策が検討されました。

#### (1) 剰余金（繰越金）の活用

後期高齢者医療制度の財政運営では、国、県、市町村の負担金、保険料等の収入から、医療給付費等が支出されることになります。

秋田県においては、平成20年度から平成21年度までの2年間の財政運営の見込みとして、翌年度に繰り越される剰余金（繰越金）が約17億円見込まれることから、これを保険料率の増加抑制のために活用することにしました。

#### (2) 財政安定化基金の取り崩し

保険料収納率の低下により、当初の収入見込みよりも保険料の収納額が著しく不足した場合や、病気の流行等により医療給付費が急激に増加した場合に生じる広域連合の財政不足に備え、資金の交付や貸し付けを行うことを目的に都道府県に財政安定化基金が設置されています。

今回の保険料率改定にあたって、保険料率の増加抑制のためにこの財政安定化基金を活用できるように国が関係法令等の改正を行う方針を示したことから、本広域連合においても、秋田県と協議を行った結果、基金から約4億円の交付を受ける見込みであり、保険料率の増加抑制のために活用することになっています。

#### 4 保険料率改定の結果

広域連合で算定した医療給付費見込額等から、平成22年度及び平成23年度において必要な保険料率を算出し、平成22年2月に開催された秋田県後期高齢者医療広域連合議会において議決され、保険料率を改定しました。

なお、実際の保険料額は、所得に応じて計算する所得割額が変動するため、所得確定後の7月に決定されます。また、世帯状況に応じて均等割額の軽減等があります。

表7 旧保険料率及び新保険料率

NO	年度	均等割額	所得割額	一人あたりの平均保険料額 (軽減適用後) 年額
	H20 年度保険料	38,426 円	7.12 %	38,151 円
	H21 年度保険料			37,108 円
	H22 年度保険料	38,925 円	7.18 %	38,110 円 (推計額)
	H23 年度保険料			
	前回保険料からの上昇額 -	499 円		1,002 円 H21 年度保険料との比較
	前回保険料からの上昇率 ( - ) / × 100	1.29 %	0.84 %	2.70 % H21 年度保険料との比較